

第三章 服務

○蒲郡市幸田町衛生組合職員の服務 の宣誓に関する条例

(昭和四十年三月十日
条例第4号)

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十
一号）第三十一条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し、規
定することを目的とする。

(服務の宣誓)

第二条 新たに職員となつた者は、管理者の定める上級の地方公務
員の面前において、別記様式による宣誓書に署名押印してからで
なければ、その職務を行つてはならない。

(委任)

第三条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関
し必要な事項は、管理者が定めることができる。

附則

第四編 人事（蒲郡市幸田町衛生組合職員の服務の宣誓に関する条例）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十九年十一月一日から
適用する。

〔蒲郡衛生〕

別記様式

宣誓書			
私は、ここに、主権が国民に 存することを認める日本国憲法 を尊重し、かつ、擁護すること を固く誓います。			
私は、地方自治の本旨を体す るとともに公務を民主的かつ能 率的に運営すべき責務を深く自 覚し、全体の奉仕者として誠実 かつ公正に職務を執行すること を固く誓います。			
年	月	日	印
氏名			